

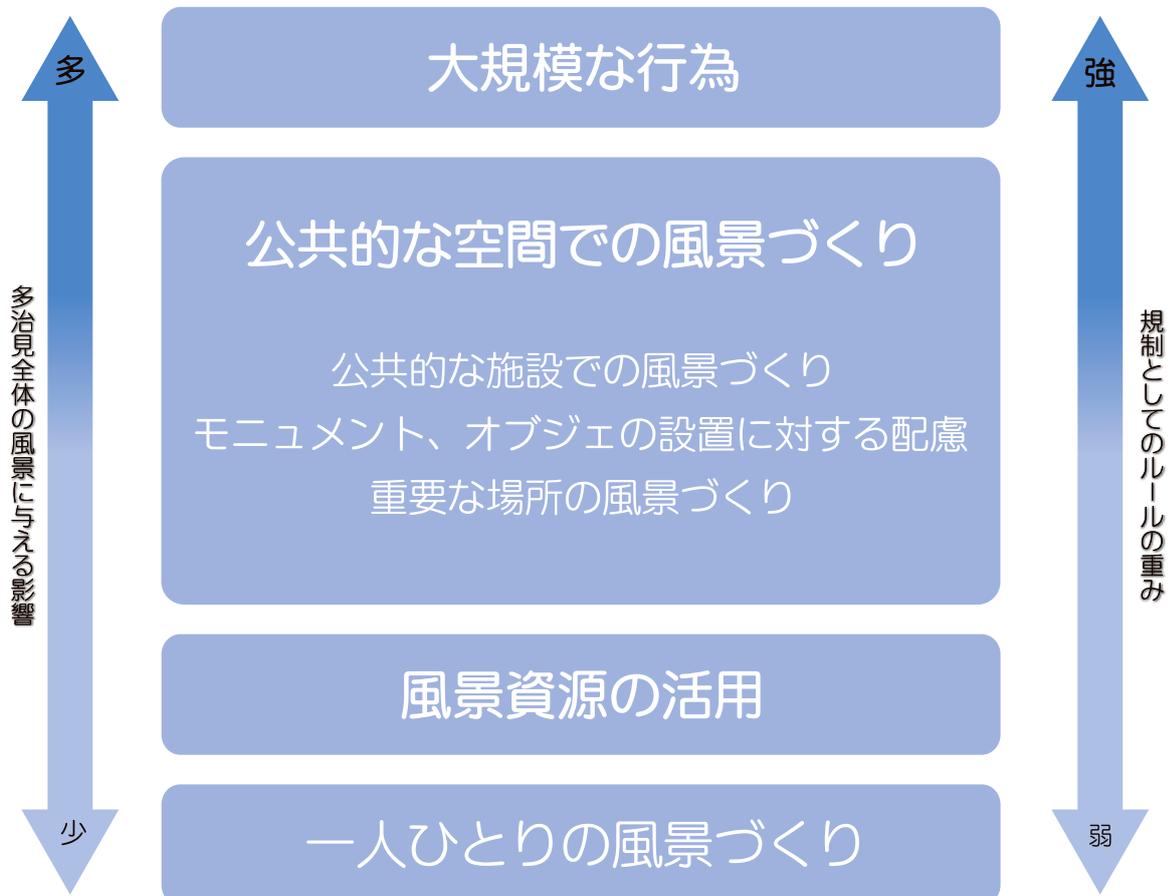
1. 3つの手法に基づく風景づくり

(1) 風景を創り出すために

施設の新築等について一定のルールを設けるほか、空間の形態やデザイン等について、市民と行政が話し合いながら工夫することにより、より美しい風景を創り出していきます。

また、ルールの設定においては、対象となる施設や空間の規模や配置等の違いにより、それら一つひとつが風景に与える影響の大きさや、多治見全体の風景に対して持つ意味も異なってくる。

そのため、規制としてのルールの重み・強さについては、以下のように、対象となる施設や空間の規模や配置等によって、ある程度段階的なイメージを持つことが重要です。



① 大規模な行為

まちのあちこちに、大きな建築物や工作物等の施設があります。それらは、色も、形も、使われ方も様々で、周りの風景を考えたものもあれば、目立ちたいだけのものもあります。大規模な施設はその大きさゆえに存在感があるため、周りの風景と調和しなければ風景を損ない、その結果まちに住む人に威圧感を与え、不愉快な思いをさせてしまいます。大規模な施設は、風景に与える影響が大きいので、周囲の環境に十分配慮して美しい風景づくりに率先して気をくばらなくてはなりません。

まちの風景に大きな影響を与える施設として、建築物、工作物だけではなく、道路、公園、広い空間を有する路外駐車場、また団地等の開発事業についても「大規模な行為」として、最低限のルール＝「大規模な行為の風景基準」を定め、美しい風景づくりを誘導していきます。

② 公共的な空間での風景づくり

● 公共的な施設の風景づくり

私たちが生活していくうえで、必ず利用する施設、例えば日用品のお店や銀行、病院等が公共的な施設です。その施設がどんな形態の施設でも、私たちはその施設を利用しなければなりません。多くの市民が利用する施設は、毎日の生活に彩りを与えるような、うるおいのある、居心地の良い美しい風景であることが望ましいと思います。訪れる人を出迎えるように緑化をしたり、花を飾ったりして、うるおいのある空間づくりに積極的に取り組んでいただくことが必要です。

不特定多数の人々が利用する公共的な施設は、その意匠や敷地内の緑化等、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進することが大切です。

● 重要な場所の風景づくり

市街地の街角、交差点、まちの玄関口である駅周辺や多治見インター付近、或いは歴史を感じさせる建物の近くや美しい自然を背景としている場所等、ある一定の地域の風景の骨格的な要素となっているところは、その地域の風景をイメージする上で重要な場所です。そうした場所に位置する施設については、ある程度の大きさであれば、意匠や敷地内の緑化等、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進することが大切です。また、その周囲の空間についても、積極的に緑化を進める等、居心地のよい空間とするための配慮が必要です。

● モニュメント、オブジェの設置における配慮

やきもののまち多治見では、モニュメントやオブジェは陶製のものが多く、まちを代表する重要な風景資源となっています。モニュメントやオブジェは芸術的判断により、個人の好き嫌いも別れてしまいます。設置するのであれば風景を阻害することなく、市民に不快感を与えないようにしなければなりません。道路や公園等の公共施設においてモニュメントやオブジェを設置または撤去するときは、市自らがそのことに十分配慮することはもちろん、国・県においても市長と協議することを義務付けます。また、市に寄付をいただく場合にあっては、デザインや設置する場所等について、寄付される方と事前に協議します。

設置にあたっては、その設置の是非も含め、市民や専門家の意見を聴いたり、できるだけ多くの人の意見を聴くことが望ましいと考えています。

③ 風景資源の活用

特別な風景をつくっているものではなくても、周囲の斜面緑地、鎮守の森、煙突、どこにでもある陶器や子どもの陶芸作品、シデコブシ、キキョウ、ホタル、地域の特徴あるお祭り等は、多治見の風景イメージとして浮かんでくる大切な資源であり、風景を形づくっている重要な要素です。しかし、その大切さが知られず、次第に姿を消しつつあります。これらを「風景資源」として位置づけ、風景づくりに活かしていくことができれば、多治見らしい美しい風景ができていくのではないのでしょうか。

行政と市民等が協力しながら、斜面緑地、蔵、煙突等、多治見の美しい風景を形づくる要素を風景資源として活用し、風景づくりを進めます。

(2) 風景を守っていくために

① 風景市民遺産

● 風景市民遺産の指定の方針

多治見の自然環境、歴史、文化等を象徴する重要な風景を構成するものを、「風景市民遺産」として指定し、その風景が損なわれないように保全・管理していきます。

● 風景市民遺産の管理

風景市民遺産は、その所有者等だけでなく、市民にとっても大切なものです。

その所有者等は、指定を受けたものを適正に管理しなければなりません。風景市民遺産は、その周りの風景と一体で価値があるものです。このため、周辺の土地や施設の所有者等も、建物を建てたりするときには、風景市民遺産の価値が損なわれないように注意しなければなりません。風景市民遺産の所有者等が、その現状や所有権等を変更しようとするときは市に届出をしてもらい、市は必要があれば助言・指導します。また、その保存・管理について必要があれば、市が助成します。

② 景観重要建造物及び景観重要樹木

● 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（第四章）

● 景観重要建造物及び景観重要樹木の管理

景観重要建造物及び景観重要樹木は、その地域の風景を形づくる上で重要なものです。その所有者等は、管理行為等を除いた現状変更を行う場合、市からの許可を得なければなりません。

また、景観重要建造物及び景観重要樹木は、その地域の住民をはじめとした市民により、守り、育てられていくことが望まれます。管理行為については、所有者等だけではなく、市民が参加していくことも大切です。

そのため、市が景観法に基づく景観整備機構として指定する、公益法人やNPO法人といった市民団体が、管理協定を締結し、景観重要建造物及び景観樹木の管理をすることができるものとしていきます。

景観整備機構については、風景づくり団体として市が認定している団体の中から、景観重要建造物及び景観樹木の管理について、適切な業務や活動ができる団体を指定していきます。

～風景を守るための、多治見市における制度について～

多治見市では、風景をつくる上で重要なものを位置づける制度として、「風景資源」、「風景市民遺産」を設けています。今後は、それらの中から景観法に基づく「景観重要建造物及び景観重要樹木」を指定していきます。

風景資源には、色や陶器、水といった場所に規定されないものと、建築物や橋、特色のあるまちなみ等、場所に規定されるものの2種類があります。

これら3つの制度の考え方は、以下のとおりに整理されます。

- 風景資源…多治見らしい風景をつくる上で重要なもの全て
- 風景市民遺産…多治見の風景を象徴する重要なもの（陶器や色等、場所に規定されないものも含む）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木…地域の風景をつくる上で重要なもののうち、場所に規定されるもの（建築物や橋、樹木等）

風景資源

風景市民遺産

場所に規定されない風景資源
例) 色、やきもの、水 etc

景観重要建造物 及び 景観重要樹木

場所に規定される風景資源
例) 建築物、橋、道路 etc

(3) 風景を整えるために

① 施設の所有者に対する協力要請

風景づくりについて、住民等の中で合意が取れている地域の中において、一人ひとりが周囲の風景に配慮し、風景を阻害しているものを整えていくことが大切です。そのため、市は、施設の所有者等に対して、周囲の風景に配慮した利用や管理を行うよう要請していきます。

② 広告物の風景への配慮

まちの中には、たくさんの広告物があふれ、風景に大きな影響を与えています。広告物は、情報の受け手にとって有益で、まちを活気づけますし、センスの良い広告物もありますが、放置しておく、と、広告物はいたるところに無秩序な状態で氾濫し、まちの美しさを損なうこととなります。

違反広告物は、風景を阻害します。広告物を掲出する人は、法律や条例の趣旨をよく理解し、風景を損なわないように広告物を適正に設置したり管理したりしなければなりません。

また、市は、広告物を整序するという意味で、集合看板を指導したり、違反広告物については撤去や設置方法の指導を行う等、法律や条例にのっとり、適正な事務を行わなければなりません。

③ 空地等の管理・手入れにおける、風景への配慮

まちの中の広い空き地や耕作をせずに放置してある農地等では、管理がされていないためにゴミや雑草等により土地が荒れて、周囲の風景を壊していることがあります。また、周囲の風景への配慮をせずに管理・運営をしている広い駐車場や資材置き場等が、周囲の風景をこわしているときもあります。

こうした空き地や駐車場等のまちの中の空間については、暫定的な利用や形態・デザイン面での工夫等を図り、周囲の風景が損なわれないように配慮する必要があります。

さらに、建物と建物の隙間や、道路と建物との敷地際等は、風景に与える影響が大きいにも関わらず、整理整頓やうるおいの演出等がされにくくなっています。

これらの現状では活用されていない隙間等についても、周囲の風景が損なわれないように管理・手入れを行う必要があります。

2. 市民の風景づくり

風景づくりの主人公は市民です。より多くの市民が風景づくりに参加することで、美しいまちが生まれます。そのためには、市民の意見を反映させたり、活動がしやすくなる制度をつくるのが望まれます。こうしてできた市民参加、活動のための制度がお互いに協調することで、より美しい風景づくりが行われることを期待し、以下の3つの制度を定めます。

(1) 風景づくり団体 (2) 風景づくり協定 (3) 風景づくり推進地区

(1) 風景づくり団体

風景づくりには、市民の積極的な取り組みが必要です。

自分たちの住んでいるまちを美しくする、その美しさを維持する、まちに愛着を持ち、さらにまちを美しくしていく。地域でそんなことを話し合える団体を育成し、支援する制度として、「風景づくり団体」を定めます。

「風景づくり団体」は、他のまちづくりを行う組織との協力・連携を図りながら、商店街や地元の自治会、あるいは一つの通り等、ある程度のまとまりのある地域で、自主的に風景づくりを考える団体とし、以下の要件を満たす団体を市が認定し、技術的支援や活動費の一部を助成します。

<風景づくり団体認定の要件>

- (ア) 団体の活動が地域における風景づくりに有効であるもの
- (イ) 団体の活動が地域の多数の住民に支持されているもの
- (ウ) 団体の活動が関係者の所有権等の財産権を不当に制限しないもの
- (エ) 規則で定める要件を満たす団体規約が定められているもの

「風景づくり団体」においては、専門家の意見を聴いたり、地域外の人意見も取り入れ、美しい街なみになるように考えていくことを期待します。

また、「風景づくり団体」では、自分たちのまちを「こんな風景のまちにしたい」といったことについて考え、その地区の将来像を作成し、「風景づくり提案」として提出していただくことができます。

市民が実践できることについては実践していただき、市民だけではできないこと、例えば道路や公園等の公共施設の整備については、市は、提出された「風景づくり提案」を尊重して整備するよう努力します。

また、「風景づくり団体」のうち、市が指定する景観重要建造物及び景観樹木の管理について、適切な業務や活動を行う団体を、景観法に基づく景観整備機構として市が指定していきます。

(2) 風景づくり協定

一定の地域の土地や施設の所有者（法に基づく権利を使って施設を占有したり管理したりしている人を含みます。以下「所有者等」といいます。）が、その地域における施設の規模・位置・色彩・形態の基準、緑化の基準等、風景づくりを推進するため必要な事項について、互いに協定を結ぶことができる制度として、風景づくり協定を定めます。

具体的には、一定の地域で、そこに住む人や店舗等を持っている人たちが、風景づくりに関する具体的な約束ごと、例えば建築物の規模、外観、窓、バルコニー、門等の色彩、形態、緑化等の基準を定めたり、花いっぱい運動やストリートファニチャーの管理等を、約束（＝風景づくりに関する協定）として定め、実践していくことをいいます。

通りに面したところや、町内会のようなもの、風景づくり団体の区域でもかまいませんが、自分たちのまちを美しくしていこうという活動です。

① 風景づくり協定の認定等

一定の地域の所有者等が、その地域の風景づくりを推進するため必要な事項について互いに結んだ協定が、以下の要件を満たしている場合、市は多治見市風景審議会の意見を聴いて、風景づくり協定として認定することができます。

<風景づくり協定認定の要件>

- (ア) 所有者等の多数の合意を得ていること。
- (イ) 次の事項が定められていること。
 - a 協定の名称
 - b 協定の目的
 - c 協定の区域
 - d 風景づくりに必要な施設、緑等に関する基準
 - e 協定を締結した者の氏名並びに住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - f 協定に違反する行為があった場合の措置
 - g 協定の変更又は廃止の手続

② 風景づくり協定の運用

風景づくり協定を結んだ人は、その内容を守り、活用するよう努めなければなりません。

市は、風景づくり協定の運用について必要な情報を提供したり、技術的な支援を行ったりして、その協定が定める活動の方針の実現のために協力します。

(3) 風景づくり推進地区

美しい風景は、一朝一夕にできるものではなく、長い時間をかけて、少しずつ努力して形づくられます。

そこで、他の地区の手本となるよう、風景づくりに積極的で、重点的に風景づくりを推進したり、風景を保全する必要がある、市全体の風景としても大切な地区を「風景づくり推進地区」として指定し、美しい風景づくりを進めます。

そのためには、ハード・ソフト両面において、行政が助成します。

① 風景づくり推進計画等

風景づくり推進地区においては、どんな風景づくりを行っていくのかを定める必要があります。そのため、風景づくり推進地区を指定するときは、その地区の特性に合わせた計画として「風景づくり推進計画」と、具体的なルールとして「風景づくり推進基準」を定めます。

「風景づくり推進計画」と、「風景づくり推進基準」は、地元の人を中心に「風景づくり団体」を組織して定めます。また、市全体として大切な地区なので、地区外の人意見も聴きながら、計画と基準づくりを進めます。また、指定のときには、多治見市風景審議会の意見を聴かなければなりません。

● 「風景づくり推進計画」には、次の事項を定めます。

- (ア) 風景づくりの基本目標
- (イ) 公共施設に関する風景づくりの方針
- (ウ) 次項に定める風景づくり推進基準の策定のための指針
- (エ) その他風景づくりの推進に関し必要な事項

● 「風景づくり推進基準」は、以下のうち必要なものを定めます。

- (ア) 施設の規模、敷地内における位置・色彩・形態
- (イ) 土地の形質
- (ウ) 緑の有様
- (エ) その他市長が必要とする事項

② 行為の届出等について

風景づくり推進地区内では、施設の新築等、開発事業、樹木の伐採等を行おうとするときには、「風景づくり推進基準」を守っていただくよう、建築確認申請等の前に届出を義務付けます。

届出があったときには、「風景づくり推進基準」に適合しているかどうか内部で確認するとともに、専門家である風景づくりアドバイザーにチェックしてもらい、必要があれば助言・指導を行います。

3. 風景づくりへの支援・助成等

(1) 表彰

あまり、まちに関心のない市民に、多治見のよさを知ってもらう等、風景づくりに対する意識を高めるために、個人や団体の優れた活動や、風景づくりに貢献している施設を市長が表彰する制度を定めます。

(2) 助成等

風景づくりは、市民の活動がとても重要になりますが、そのために多大な費用がかかることがあります。そのため、市が風景づくり団体に対し、その活動のために、技術的な援助をしたり、費用の一部を助成することができることとします。

市全体の風景のために行われる行為であれば、既存の助成制度や国・県の助成制度も活用しながら、市としても別途助成要綱を定め、積極的に財政的な援助を行います。

(3) 風景審議会

市が行う景観行政について、客観的に調査・審議し、意見をいう機関として、多治見市風景審議会を設置します。

市民の意見をなるべく取り入れることも大切ですが、重要なことについては、「市長からの諮問」というかたちで審議会に諮り、審議会が独自の意見を市長に提案できるようにします。

(4) 風景づくりアドバイザー

市民や行政が行う風景づくりに対して、専門的な立場から支援を行う、風景づくりアドバイザーを設置します。

風景づくりアドバイザーの役割は、大規模な行為の届出に関する評価（審査）や提案、市民が行なう風景づくりへの支援、公共事業等に対する提案です。

4. 風景づくりの推進に向けて

「風景づくり計画」では、総合的な市民・行政共通の指針として、多治見全体の風景づくりに関する法的な事項と基本的な事項について示しています。

今後、美しい風景づくりを実現していくためには、この計画を踏まえ、市民と行政が協働して、以下の取り組みを継続して実践する必要があります。

(1) 各地域での風景づくり

「風景づくり計画」では、多治見全体の風景づくりの方針や、全体計画を位置づけていますが、より身近な風景であり各地域に存在する「重要な場所」の位置づけ等については、今後の市民の自発的な活動・検討に委ねています。

今後は、「風景づくり計画」に記載されている風景づくりの方針や、全体計画を参考にしながら、市民の自発的な参画のもと、各地域における風景づくりの方向性や、具体的に進めていく活動等を明確にし、位置づけていきます。

① 風景資源の発掘と位置付け

各地域の風景づくりを進めていくためには、その地域の風景を形づくる道具としての「風景資源」を発掘し、その魅力を活かしていくことが効果的です。

そのため、何がその地域の「風景資源」なのか、その地域に関わる様々な主体（市民・行政・事業者等）が共に話し合い、位置付けていきます。

② 重要な場所の検討と位置付け

ある地域の風景を形づくる上で重要な場所は、各地域に存在します。例えば、交差点や街角といった交通の結節点や、駅、繁華街等が考えられます。

しかし、どこがその地域の顔となるような場所なのかは、地域全体の風景イメージや、その地域の住民の生活のあり方にも左右されるため、その地域に関わる様々な主体（市民・行政・事業者等）が十分に検討し、位置付けていきます。

③ 風景づくり作法集の作成

各地域の風景づくりを進めていくために、一人ひとりがどんなことをやっていったら良いのかを調べ、考え、風景づくり作法の事例集のようなものを作り、啓発活動を行います。各家庭での工夫や、他のまちの情報収集等、勉強する過程を通して、その地域での風景づくり作法に対する関心は高まります。

(2) 風景づくりに向けた制度の活用

「風景づくり計画」で位置づけた、風景づくりのための制度を積極的に活用していきます。特に、風景市民遺産、風景づくり推進地区等の指定は、多治見独自のユニークな制度であり、多くの市民からの関心を得やすい制度と考えられます。これらは、市民の自発的な意志や合意を必要としますが、それ故に、目に見える形で風景づくりが行われ、市民主体の風景づくりを進める上での呼び水となることが期待される制度です。

各地域での風景づくりの取り組みを、こうした制度の活用へと積極的につなげていきます。また、そのための行政による情報提供や活動支援等も積極的に行います。

(3) 他のまちづくりに関係した活動との連携

多治見では、環境活動、商店街活動等、様々なまちづくり活動が各地で展開されています。

これらの活動は、結果として多治見の風景づくりに反映されるものであり、風景づくりに関係した活動と言えます。

今後は、こうした風景づくり以外の分野で取り組まれている、既存のまちづくりの活動とのつながり・連携を推進していきます。

多治見市風景づくり計画

策定 平成21年3月
変更 平成28年4月
令和5年4月

発行：多治見市 都市計画部 都市政策課